

意見書

平成 26 年 3 月 12 日付け諮問第 9 号（登録一般放送事業者の登録の取消しについて）に関し、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 178 条第 1 項の規定により意見の聴取を行った（平成 26 年 4 月 16 日）結果、株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録の取消しについては、下記のとおり意見を決定する。

平成 26 年 5 月 14 日

主任審理官 雨宮 明

記

第 1 意見

株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すことは、適当である。

第 2 事実及び争点

1 処分案の内容

株式会社大日光ケーブルテレビは、正当な理由なく一般放送の業務を引き続き 1 年以上休止していると認められ、放送法第 131 条第 1 号に該当することから、同条の規定に基づき、一般放送の業務の登録を取り消すものである。

2 総務省側の主張の要旨

(1) 取り消そうとする登録の概要

株式会社大日光ケーブルテレビ（以下「大日光ケーブルテレビ」という。）は、旧有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 10 年 6 月 5 日付けで有線テレビジョン放送施設の設置許可を受け、有線テレビジョン放送の業務を行ってきた者である。

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）附則第 5 条第 2 項の規定により、平成 23 年 6 月 30 日付けで登録一般放送事業者（第 KT0193 号）とみなされている。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 業務開始の日 | 平成 11 年 5 月 28 日 |
| ② 自主放送の有無 | 有り |
| ③ 引き込み端子数 | 6,772（平成 11 年 5 月 18 日時点） |

- ④ 受信者数 93世帯（平成22年3月31日時点）
⑤ 有線放送以外の電気通信役務の提供 なし

(2) 不利益処分の原因となる事実

大日光ケーブルテレビは、次の状況証拠に基づき、正当な理由がないのに1年以上業務を休止していると判断した。

- ① 平成23年7月27日に商用電源の供給が止められた。
（東京電力担当者から関東総合通信局有線放送課への電話連絡による。）
② 大日光ケーブルテレビの同意のもと、関係事業者により設備の撤去工事が行われ、平成24年度末には設備の撤去工事が終了した。
（関係事業者から関東総合通信局有線放送課への電話連絡による。）
③ 平成25年12月5日・6日に、関東総合通信局有線放送課担当者による現地調査を行い、設備が撤去されていること、放送が行われていないことを確認した。
（関東総合通信局有線放送課担当者の復命書による。）
④ 平成23年7月以降、関東総合通信局有線放送課から数度にわたり、廃止届の提出依頼の文書を送付し、指導をしている。

直近では、平成26年2月5日付けで、同月末日を期限とした廃止届に関する要請文書を発送したところであるが、当該期限を過ぎても何ら反応がなく、現状として廃止届が提出されていない。

この要請文書には、期限までに廃止届を提出しなければ、放送法上の登録の取消しの対象となり得ること、取り消された場合の不利益取扱いについても記載している。

なお、一般放送の業務の登録が取り消された場合は、登録の取消しを受けた日から2年を経過するまでの間は、次の法令上の不利益取扱いがある。

ア 放送法第93条第1項により、基幹放送業務の認定を受けることができない。

イ 放送法第128条により、一般放送業務の登録を受けることができない

ウ 電波法（昭和25年法律第131号）第5条第4項により、地上基幹放送をする無線局の免許を受けることができない。

(3) 加入者の状況

一般放送の業務の休止（平成23年7月27日の商用電源の供給停止）以前に、加入者についてアンテナ設置による個別受信又は共聴施設への加入による代替手段の確保ができていない。

3 大日光ケーブルテレビの陳述等

準備書面の提出はなく、意見の聴取の期日においても出頭しなかったため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成6年郵政省令第68号）第42条において準用する同令第23条の規定により、意見の聴取において総務省側から主張された事実を全て認めたものとみなした。

4 利害関係者の陳述等

本件処分に係る意見の聴取において、意見を述べようとする利害関係者はいなかった。

第3 理由

本件は、放送法第131条第1号に定める「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき」に該当するとして、大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すものである。

総務省の陳述によると、大日光ケーブルテレビは平成23年7月27日に商用電源の供給を止められている。これは、供給主である東京電力の担当者からの連絡により判明したものであり、同日以降における放送業務の継続は、事実上不可能と認められる。

平成24年7月27日時点で1年を経過していることから、一般放送の業務を引き続き一年以上休止しているという認識に誤りはないと認められる。

また、一般放送の業務を1月以上休止するときは、放送法第129条第2項の規定によりその休止期間を届け出なければならないが、大日光ケーブルテレビからは、平成23年7月27日以降において、そのような届出はない。

関係事業者により設備の撤去工事が行われ、関東総合通信局有線放送課担当者による現地調査を行い、設備が撤去されていること、放送が行われていないことを確認しており、大日光ケーブルテレビが一般放送の業務を再開する見込みはないものと思料される。

したがって、大日光ケーブルテレビは、放送法第131条第1号に定める「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき」に該当すると認められる。

本件については、大日光ケーブルテレビからの準備書面の提出はなく、意見の聴取の期日においても出頭はなかった。

利害関係者による意見陳述もなかったことから、大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すことは、適当であると認められる。

なお、大日光ケーブルテレビ加入者については、放送休止以前にアンテナ設置による個別受信又は共聴施設への加入により代替手段の確保がされている。

以上